

平成 17 年 12 月 2 日

気象庁予報部

## 配信資料に関する技術情報（気象編）第 209 号

～平成 18 年 1 月 5 日に実施する細分区域の変更について～

香川県及び鹿児島県における細分区域をまたぐ市町村合併に伴い、両県で細分区域を変更します。この変更は平成18年1月5日（木）13時（日本標準時）から実施します。

今回の細分区域変更の対象となる市町村合併を下表に示します。細分区域変更により、合併後の新市の全域が同一の細分区域に含まれることとなります。また、各県における新旧細分図を別紙 1 及び 2 に示します。

なお、この細分区域の変更に伴う区域名及び区域コードの変更はありません。

県名	新市名 (合併日)	合併対象市町村名	新市が属する細分区域 (1月5日13時から)		旧市町村が属する細分区域 (現行：1月5日13時まで)	
			一次	二次	一次	二次
香川県	高松市 (H18.1.10)	高松市	香川県	高松地域	香川県	高松地域
		香川郡香川町				
		香川郡香南町				
		木田郡牟礼町				
		木田郡庵治町				
綾歌郡国分寺町	中讃					
鹿児島県	南さつま市 (H17.11.7)	加世田市	薩摩地方	指宿・川辺	薩摩地方	指宿・川辺
		川辺郡笠沙町				
		川辺郡大浦町				
		川辺郡坊津町				
		日置郡金峰町				
	鹿屋市 (H18.1.1)	鹿屋市	大隅地方	肝属	大隅地方	肝属
		肝属郡串良町				
		肝属郡吾平町				
曾於郡輝北町	曾於					

### 細分区域変更の移行措置

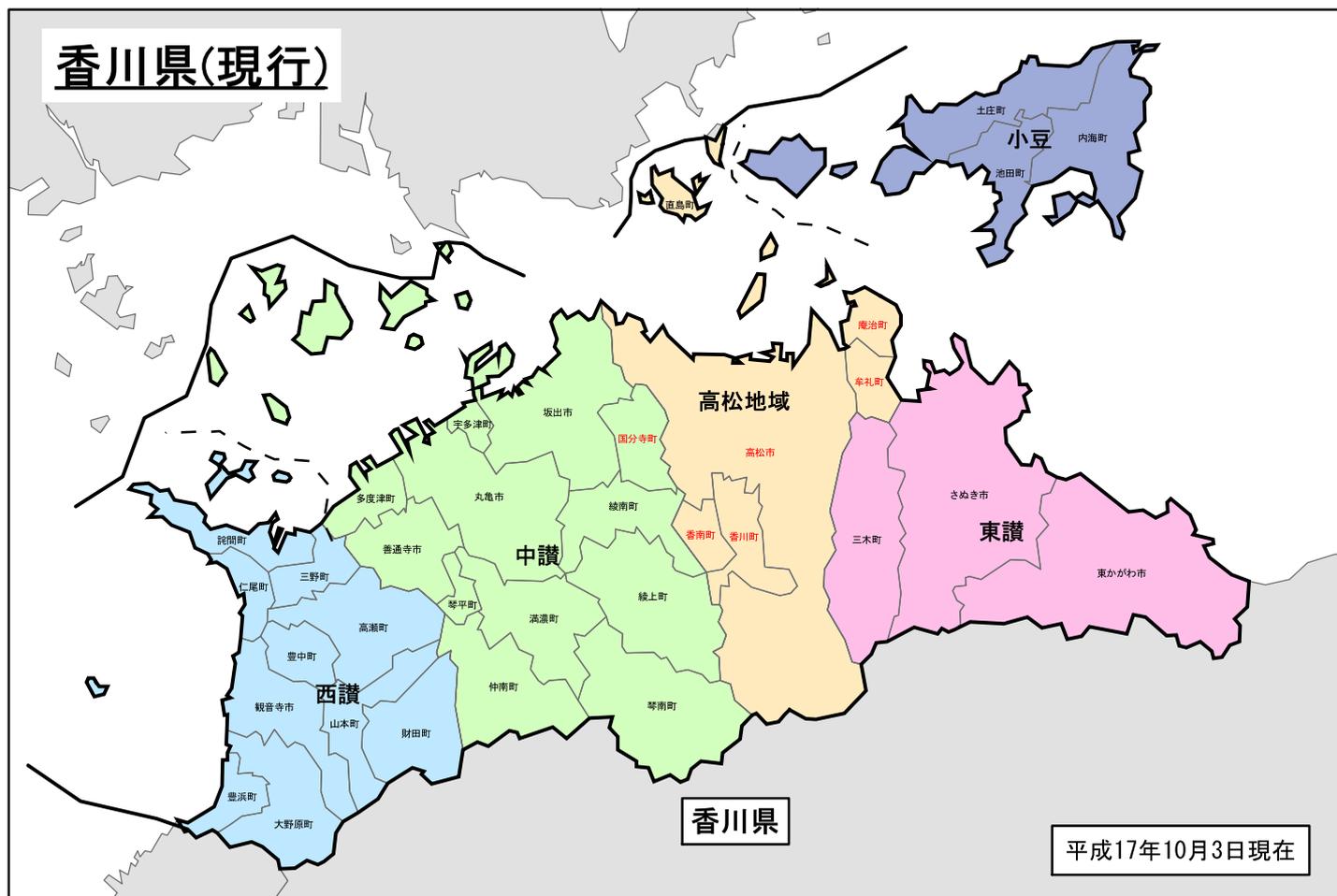
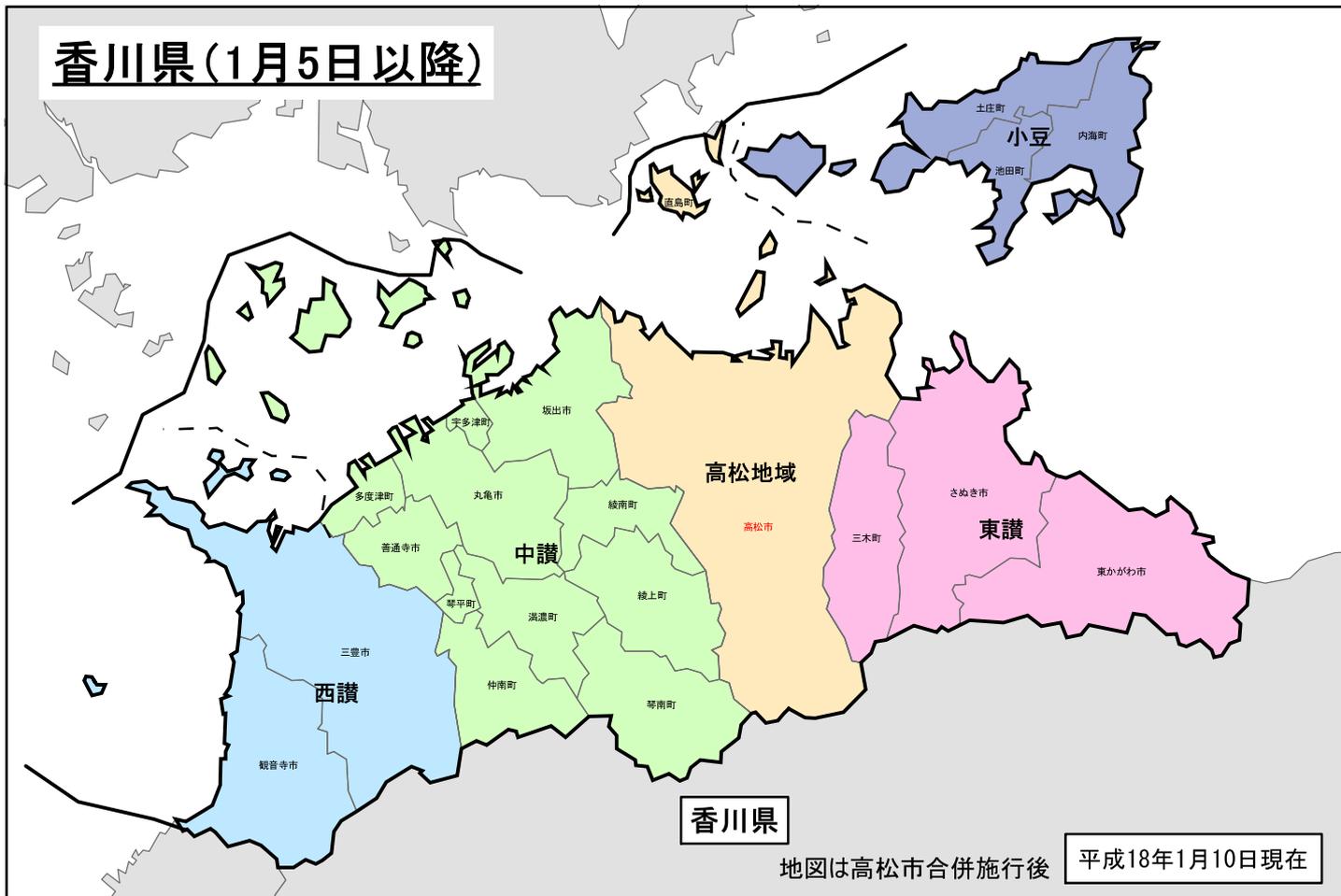
細分区域変更の移行措置として、香川、鹿児島両県内で発表した注意報・警報が変更実施時刻を過ぎる場合は、一旦、当該注意報・警報を全て解除し、変更実施時刻後に、改めて変更後の細分区域に対し注意報・警報を発表します。この際、「解除」電報には「この電文は、細分区域の変更に伴い発信したものです。新しい細分区域に対応した電文をまもなく発信します。」などと記述し、気象状況の変化による解除でない旨を記載することとします。注意報・警報の利用にあたっては、この点に留意頂きますようお願いいたします。

[添付資料]

別紙 1：香川県の新旧細分図

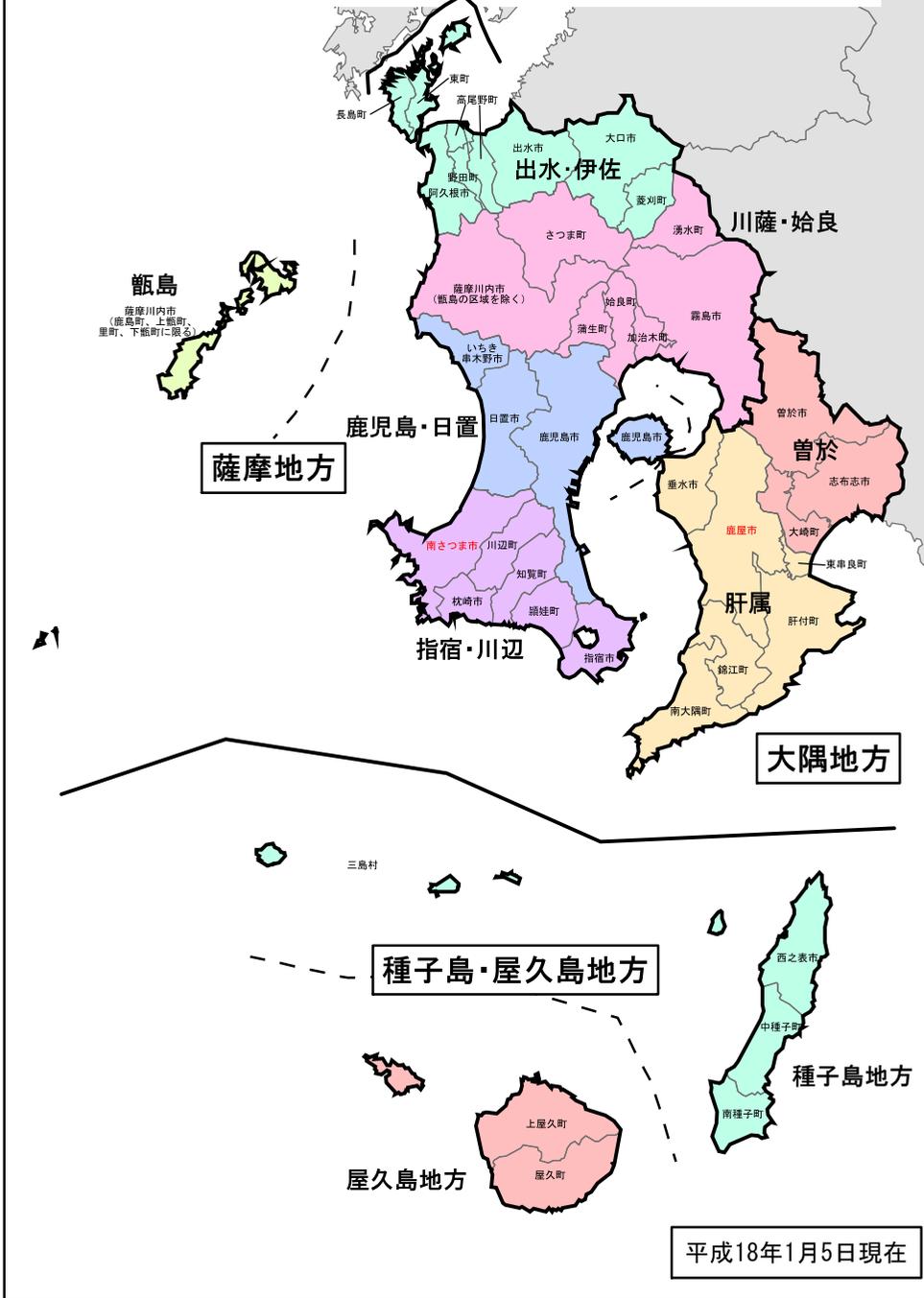
別紙 2：鹿児島県（奄美地方を除く）の新旧細分図

# 別紙1: 香川県の新旧細分図



# 別紙2: 鹿児島県(奄美地方を除く)の新旧細分図

## 鹿児島県(1月5日以降: 奄美地方を除く)



## 鹿児島県(現行: 奄美地方を除く)

